

平成20年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成20年12月15日(月) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第 1号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少及び長野県市町村自治振興組合規約の変更に
ついて

議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、3款
民生費1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金
事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補
正

議案第13号 平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

陳情平成20年12月第1号 社会保険料に人头割はふさわしくない 所得割重視の国保税(料)を求める陳情

陳情平成20年12月第5号 共済法制定を求める陳情

出席委員

委員長	中原 巳年男 君	副委員長	今井 英雄 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	鈴木 明子 君	委員	塩原 政治 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長	酒井 正文 君	庶務係 主事	大村 一 君
----	---------	--------	--------

午前9時57分 開会

委員長 おはようございます。定刻より少し早いですけれど、全員が集まっておりますので、これから12月定例会

の総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会には、委員全員が出席をしております。

理事者あいさつ

委員長 議案審査に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

収入役 おはようございます。先週の代表質問、一般質問に続きまして、本日、総務環境委員会を開催いただきましてありがとうございます。条例案件ほか、上程してございます。十分御審議をいただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。10月に異動がありましたので、部長さんは、先日、全協で御紹介してありますが、職員の異動の方、役職の変更になった方、総務の方から自己紹介をお願いいたします。

[異動職員自己紹介]

委員長 それでは、副委員長の方から本日の日程を申し上げます。

副委員長 おはようございます。それでは、説明させていただきます。本日は、9月定例会と同様に、各部、各事業部ごとの議案審査を行ないます。お手元に事務局からの資料が回付されておりますので御確認をお願いしたいと思います。資料の1枚目は、各部ごとに該当する議案名の一覧です。2枚目は、議案第11号、平成20年度一般会計補正予算について、各部ごとの項目に分けた資料になります。なお、本日は、協働企画部に関する議案については、この議案第11号補正予算のみでございますので、総務部と一緒にこのあと審査を行ないますのでよろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員会審査終了後に、市内視察として榎川診療所とその周辺の施設を予定しております。出発時間につきましては、委員会の審議の進捗状況を見てから決めたいと思います。

なお、本日、17時45分から中信会館において、終了後の懇親会を行ないますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議案第8号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少

及び長野県市町村自治振興組合同規約の変更について

委員長 それでは、審査に入ります。議案第8号、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少及び長野県市町村自治振興組合同規約の変更についてを議題といたします。説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案関係資料で説明をさせていただきたいと思ひます。19ページをお開きいただきたいと思います。議案第8号、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少及び長野県市町村自治振興組合同規約の変更につきまして説明させていただきます。提案の理由ですけれども、長野県市町村自治振興組合管理者から協議を求められました同組合を組織する市町村数の減少及び規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。地方自治法第290条におきましては、一部事務組合等が構成市町村数が減少する場合、また規約の変更等につきましては、関係市町村に協議をし、関係市町村の議決を経て、県知事の許可を求めるといふことで規定をされておりますので、その関係で協議となったものでございます。

協議の概要につきましては、下伊那郡清内路村が阿智村に編入合併になるということで、平成21年3月30日をも

って組合から脱退するということによります市町村数の減少。もう一つは、長野県市町村自治振興組合に電子自治体推進部門を新たに設置することに伴いまして、組合の共同する事務などについて組合の規約を変更しようというものでございます。

規約の施行等につきましては、平成21年4月1日から施行するという形になっております。

1枚めくっていただきまして、20ページに規約の新旧対照表がございます。第3条第2号におきまして、長野県市町村行政情報センターの設置及び管理運用に関する事務というふうに定められておりますけれども、左側の改正案で市町村が共同して行う電子自治体の推進に関する事務ということで、変更になるものでございます。

第5章に事務の受託ということで、第11条に事務の委託の申出があったときは、これを受託することができる定めを設けるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 質疑を行ないます。何かありますか。ありませんか。

ないようですから、議案第8号、長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少及び長野県市町村自治振興組合規約の変更について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔「反対意見が出ていないので挙手ではない」の声あり〕

委員長 それでは、採決を行ないます。この原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致を持って認めることといたします。

議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

委員長 次に、議案第11号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)について。なお、この議案第11号につきましては、全ての部が終わったところで採決いたしますので、質疑のみを行うことといたします。説明をお願いいたします。

人事課長 別冊議案第11号についてお願いしたいと思います。まず、歳出の関係で、別冊17ページ以降につきまして歳出の関係でお願い申し上げます。歳出補正予算全体を通して、職員給与等の人件費及び燃料費につきましては、多くの科目で補正をお願いしてございます。この2点につきましては、補正理由が各該当科目とも重複しておりますので、まず、その内容につきまして一括して御説明申し上げ、以後、協働企画部、及び市民環境事業部も含めまして、各担当課等におきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、人件費についてであります。本年度の人事院勧告におきましては、給与費を初め、給与全般に改正がございませんでしたので、今回は、本年度中の人事異動に伴うものということで、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものでございます。

また、燃料費の関係につきましては、会計課長の方から御説明申し上げます。

会計課長 続きまして、燃料費につきまして御説明申し上げます。燃料費につきましては、4月の暫定税率当時におきまして、12月の改訂時まで原油価格の高騰等によりまして、購入価格が予算単価を上回る状況でありました。現在

は、予算単価を下回る状況になっておりますが、今後、原油価格の変動は不透明でございますし、また、冬期間は、公共施設等の灯油等の需要期を迎えるほか、スタットレスタイヤの使用等によりまして、ガソリンの使用料が増加する見込みですので、今回の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 18ページを御覧いただきたいと思っております。庁舎施設管理費につきまして、営繕修繕料70万円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、食堂からの排水管が詰まったり、水があふれたりということで、その都度、既存予算の中で改修をしまいましたが、改修する先先で水漏れ等が起こるものですから、一括して未改修部分を改修したいというものでございますのでよろしくお願いいたします。

財政課長 めくっていただきまして、19、20ページをお願いいたしますが、20ページのところで基金積立金であります。まず、財政調整基金元金積立金でございますけれども、これは、広丘駅北土地区画整理地の市有地3,691平方メートルのうち、2,835平方メートルを八十二銀行さんへ売却したいものでありまして、その収入を財調の元金に積み立てたいものであります。また、緑のまちづくり基金以下のそれぞれの基金への積み立てにつきましては、それぞれ寄附をいただいた関係でございまして、緑のまちづくり基金では、市内の方、街路整備にということで10万円。森林整備につきましては、上尾市の方でございますけれども、森林の整備にということで5万円。また、知恵の交流基金につきましては、地域ブランド等への支援を含めまして名古屋市の御夫婦から、塩尻市の出身でございますけれども20万円。杉並区の方、お母さんが塩尻市の出身だそうですけれども5万円という形でいただいておりますので、それぞれの基金へ積み立てさせていただきます。以上です。

消防防災課長 引き続き21ページ、22ページをお願いいたします。一番上の13目防災防犯費、13節委託料で、100万円の補正をお願いするものであります。説明でございますが、防災行政無線設計業務委託料100万円ということでございまして、この委託料につきましては、本会議で今井議員の方から代表質問があった内容でございますけれども、現在、塩尻市の旧塩尻市の範囲で使用しております地域防災無線、アナログ方式でございまして、区長さん、あるいは公共機関等に配備をされております移動系の防災無線でございますけれども、この使用期限が平成23年5月末日で切れてまいります。これに代りまして、新たな行政伝達手段ということで、デジタル方式の同報系の防災行政無線を整備する計画でありまして、この整備を計画するにあたりまして、設計業務委託を補正でお願いをするものであります。

なお、設計業務全体の費用では600万円ほどかかる予定でございますけれども、現時点では、平成20年度では、すべて完成できませんので、そのうち補正で100万円、それから債務負担行為で残りの分500万円をあわせて補正をお願いをいたしたいものでございます。なお、同報系でございますけれども、このシステムにつきましては、今の移動式の無線とは異なりまして、市内に15メートルくらいの電柱のようなものを100本程度立てまして、この柱に拡声器、いわゆるスピーカーでございますけれども、これと個別受信機を配しまして、防災情報、あるいは行政情報を瞬時に使えるシステムということでございまして、この同報系を整備しようとするものでございます。以上でございます。

税務課長 予算書21、22ページの2目賦課徴収費の賦課徴収事務諸経費530万4,000円につきましてお願いをいたします。今回の補正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、市議会6月定例会にて、塩尻市税条例の一部を改正する条例の専決処分の御承認をいただきましたところの公的年金からの市県民税の特別徴収に係る事務執行、及び、今後につきましては地方税の電子化に対応する地方税電子化システム、eLTAXの導入整備を諮るため、所要の補正をお願いしたいものでございます。

最初に、地方税電子システム、e L T A Xの導入に係ります補正予算部分につきまして、お手元に配布させていただきましたA 4、両面の1枚の資料を見て御説明いたします。

それでは、まず地方税の電子化ということで、公的年金からの特別徴収システムのイメージということで出したものですが、図示の中の主な用語の説明であります、中段下にアルファベット文字3項目を載せてございます。1つは、e L T A X (エルタックス)ということで、地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであります。所得税等、国税での電子システムは、e T a x (イータックス)ということで区別されているものでございます。

その下のL G W A Nですが、地方公共団体間でデータをやりとりするための広域ネットワークということで総合行政ネットワークと称しているものでございます。

その下のA S Pでございますが、アプリケーションソフトをインターネットを通じてレンタルする事業者ということで、A S Pは、アプリケーションサービスプロバイダということでございます。

上に戻しまして、左側の年金保険者から経由機関の部分でございますが、その下、矢印、破線に囲われましたe L T A Xの導入であります、このシステムを利用するために、まず、この初期導入費の予算化をお願いするものであります。

次に年金保険者から経由機関の中に実線枠であります地方税電子化協議会、経由機関システムとか、ポータルシステムを管理していますが、特別徴収事務者となる社会保険庁と市町村との情報データ、あるいは事務処理のやりとりに、この経由機関として電子化協議会を設置するもので、そのデータを市町村ごとに自動的に分割、集約し、また、e L T A Xを通して配信、分配するというものであります。この協議会における管理運営経費の分担金をお願いするものでございます。

次に、その横、破線の中にありますA S PとL G W A Nでございますが、まず、e L T A Xを利用するにあたりまして、データの軸に審査システムが必要になります。これを独自に作る場合とできているものを使うということ、あるいは共同で作るということもありますが、今回は民間業者が構築しております審査システム、アプリケーションソフトの有償サービスを受ける中で、それを利用し、その使用料をお願いすることになります。また、このデータにつきましては、L G W A N、総合ネットワークを使いまして、本市の税の基幹システムへ繋がると、連携を図るため、そのL G W A Nの回線の構築もお願いすることとしております。

資料につきましては、あとは公的年金からの事務の流れとか、裏の方には、概要を載せていただきましたが、予算書の方に戻させていただきたいと思えます。予算書の22ページですが、説明欄をお願いいたします。まず、地方税電子化システムに係る初期導入委託料として424万2,000円を。また、その下のシステム使用料といたしまして25万2,000円、これにつきましては使用料一月分でございますが、お願いするものであります。それから、システム回線工事費として13万5,000円、これは、総合行政ネットワークの回線を税の基幹システムへの計上経費としてお願いするものでございます。その下の協議会分担金47万9,000円でございますが、全国の地方公共団体を会員といたしまして、e L T A Xの開発運営をする経由機関として、地方税電子化協議会を置いているわけですが、その分担金としてお願いするものであります。よろしく御願いいたします。

財政課長 歳入の方をお願いいたします。11、12ページからお願いをしたいと思えますが、まず、12ページの上から地方道路譲与税でございますけれども、御承知のとおり、4月の暫定税率が失効していた期間がございまして、

この影響額132万9,000円ということで確定しておりますので、これを減額させていただきたいものでありますし、その下の自動車取得税交付金につきましても、同様の理由で391万2,000円を減額とさせていただきたいものです。これに対応した分が、地方税等減収補てん臨時交付金として交付されますので、これが524万1,000円ということで収入として落させていただきます。

普通交付税につきましては、普通交付税の暫定が終了しておりますけれども、予算を上回っております、その中から財源調整として3,300万円余を充当させていただくものです。

また、前年度児童手当負担金につきましては、清算に伴う収入ということですが、

めくっていただきまして、14ページでございますけれども、地方道路整備臨時交付金につきましては、川岸線マキヤ橋でございますけれども、事業確定に伴っての減額。

広丘駅周辺整備事業補助金につきましては、事業推進のため5,000万円の事業費前倒しで行ないたいと思っておりますけれども、これに55パーセントの補助金がつきますので2,745万円の収入をさせていただくものであります。

また、重伝建防災計画策定費補助金につきましては、150万円。事業費に対しての2分の1でございますけれども、確定したものであります。

また、その下の障害者自立支援対策特別対策事業補助金については、障害程度区分の4以上の障害者を受け入れているケアホームに対しまして助成されるもので、当市におきましては3施設3人でございますけれども、県の10分の10の補助が確定したということでございます。

その下につきましては、共同作業所市内4施設に対する補助分で945万円が確定したものであります。

その下の中山間集落営農づくり支援事業補助金につきましては、北小野の耕作組合で格納庫等を新設いたしまして、これに対する補助金が確定したものでございます。

その下の災害関係につきましては、平成18年度の災害についてのものでありますけれども、いわゆる施越分ということで、当時、補助金の確定をしておりましたけれども、簡単に言いますと国の方もお金がないということで、ここまですり引き伸ばしていただいております。

国際理解活動推進事業委託金については、追加の確定ということになります。

16ページの市有地受払収入につきましては、先ほど申し上げましたエプソンへの売却分の収入でございます。

また、市有林立木等売却収入でございますけれども高ボッチの反射鏡の下の所にございます市有地の立木について切り出し売却したものであります。ただ、経費を引きますと、ここまでの実質収入でございまして、実質は35万円程度の収入ということですが、

その下の寄附金については、先ほど申し上げたとおりでありますし、預託金元金につきましては、中小企業者への資金繰り対策といたしまして、2億2,225万円を歳出の方で預託金として、元金として補正をしてございますけれども、これは行って来いまして、年度末に返ってまいりますので、その分について収入減とさせていただきます。

また、ホームページバナー広告掲載料でございますけれども、これは、4広告でございますけれども、1カ月1万円の6カ月分ということで計上させていただきます。

その下のそれぞれの市債につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴いましての増減でございますので、よろしくお願いたします。

5ページをお願いしたいと思いますが、第2表債務負担行為の補正であります。一番上の防災行政無線設計業務委託につきましては、先ほど説明があったとおりでございますが、今年度100万円をその補正で上げさせていただきますが、来年の実設計分500万円を上げさせていただきます。

その下、保育園の調理についてでございますが、広丘南保育園は新規でございますが、その残りのものにつきましては、これまでもやってきておりまして、ただし、1回入札業者を決定しますと、3年間、そこをお願いしているということございまして、ここで3年が切れますので、改めてここで債務負担行為を起こさせていただくものであります。なお、4月からですと給食がすぐ始まりますので、間に合わないということございまして、ここで債務負担で起こさせていただいて、準備は進めさせていただくというものでありますのでよろしく申し上げます。

一番下の図書館システム構築業務委託でございますけれども、新図書館のシステムを平成22年度の開館にあわせて稼働させたいものでございまして、本年度は今回の補正で115万5,000円を計上させていただきましたけれども、必要となる経費の残り分について債務負担行為をさせていただくということでございますのでよろしく申し上げます。

6ページ、7ページでございますが、第3表地方債補正につきましては、先ほど申し上げたとおりで、限度額の変更をさせていただくものでございますのでよろしくお願いたします。以上であります。

委員長 それでは、質疑を行ないます。何かありますか。

鈴木明子委員 22ページのところのe L T A X関連での説明の中で、電子化システム導入委託料については、今回係るものということだと思うのですが、システム使用料とか分担金というものは、今後、どういうふうになっていくのでしょうか。毎年、毎月。

税務課長 初期導入費につきましては、今回お願いでよろしいかと思ます。使用料につきましては、今回4月からこのe L T A Xを通して、平成21年度4月からくるということで、そのテストから含めて、データやりとりの中で平成21年3月分ですか、その1カ月分をお願いするということになります。翌年度以降は、月額25万2,000円ということですので、その12月分を年間お支払いする形になります。

それから協議会分担金につきましては、それぞれ会費が、例えば人口で自治体ごと、その人口によったりとか、それからシステムを、今後、新たにいろいろな地方税の電子化が、今回は公的年金からの部分であります。システム開発に係る部分が出てくれば、それに係わる管理運営費とか、そういうものが新たに出てくることにはなりません。ただ、協議会につきましてもe L T A X、基本的には、システムを1つ揃えているものですから、要は、項目ごとに何かそういうシステム開発なりが必要になった場合、その開発、それとその運営費が係ってくるという形になろうかと思ます。それぞれの全国の自治体で全市割とか均等割等で区別して分担金が定められてくるということでもあります。

鈴木明子委員 その分担金に関しては、今回の金額とそれで毎年、人口とか必要経費の度合いによって課せられてくるものということでしょうか。

税務課長 人口が伸びてくれば、1人1円という形なものですから、そんなに大きく伸びないと思ますし、システムの運用分担金につきましても、基本的には変わらない形というのですか、大きくは変わらないと見ております。それから、そうですね、そんなように見ております。今回負担金でちょっと高いという言い方でないですが、47万円余というのは、当市は4月からe L T A Xに稼働ということで、その前段、1月には、年金の支払報告書、給料の支払報告書もそうなのですが、それぞれデータベースにされる中で、L G W A Nの文書管理システム等を開始する中で、その部分の分担金も含まれているということで、これは、この管理ということになります。

鈴木明子委員 もう一つ、瑣末なことですが、先ほど説明していただいたこのところのL G W A NのMになっているのは、Nの間違いですか、これは、Mでいいのですか。これは、また別のものですか。

税務課長 同じものですね。資料の中のL G W A Nのことでしょうか。

鈴木明子委員 NがMになっているのは。

税務課長 申し訳ございません。上のところで。すいません、失礼しました。L G W A Nということで、MはNです。失礼しました。

委員長 Nが正解です。

副委員長 今のことに関連してですが、公的年金から特別徴収の関係ですが、表を見ると複雑でちょっとわからないような感じですが、申請を、こっちの方でコンピューターへやるわけですが、端数とかいろいろ出る関係がありますね。表で見ると年金が6回で、引くのは4回で、これを見ると仮調整したりなどして、間違いやすい状況が起こると思いますが、事務的には煩雑になりませんか、余計に、今までと比べると。

税務課長 端数は、それぞれ、税額の端数処理の関係を足していただくと、それぞれ100円未満切り下げたりとか、均等に分けたりとか、こういう形にしますが、システムの中で組み込むものですから、その部分では手計算していきませんので、問題なく税額等の振り分けはできるものであります。

副委員長 一応、組み込むには人間が打ち込むわけでしょう、その保険料の分を。それだから間違いをする可能性がとても多いということなのですから、みんなしっかりしているからいいわね。公的年金から引かれぬ、与党でなんか言っているが、その申請をする場合は、今までみたいに口座から落とすというのを、これはいつまでにやれば間にあるということですか。

税務課長 まず、前段の入れ間違いとか、そういうことというのは全くなくて、それを、ミス等をなくすということもありますし、パンチ入力が今までは支払報告書を、それぞれ年金の場合もそうですし、各事業所から来るのもそうですし、パンチ入力をしてあって入力ミスというのは考えられましたが、今回は、すべて数値が電子化されてそのままシステムの中で受け入れ、また、税額計算等もされ、税額納付などもされるということであります。

後段の、口座振替等の関係につきましては、今現在、公的年金からの天引きにつきましては、税法の中では、まだそれが天引き特別徴収ということになっております。介護保険料につきましても、現在、天引き特別徴収という段階でございますし、所得税も年金から直接引くという特別徴収がされていると。国民健康保険税は、天引き特別徴収と口座振替の選択、あるいは、75歳以上の高齢者医療保険料ですか、それもそういう形が、選択でという話を聞いておりました、今、進められているということですが、それは1月まででしたか、国保の高齢者のは、そんなふうに感じましたが、現在、この部分では、そのような選択制は取られておりません。

副委員長 事務が複雑になるから、コンピューターで取り込めば間違いはないという話ですが、人間がやることだからたぶん間違いがあると思いますが、ぜひとも間違えないようお願いしたいと思います。

永田公由委員 公的年金の受給者で、住民税を引かれる人は、いくらくらいもっている人ですか。年額の年金額は。

税務課長 資料の中にも裏面ですが、対象者というところで、65歳以上の公的年金受給者ということで、当該年度の老齢基礎年金額が18万円未満の人は除外しますよというようなことあります。実際には、公的年金収入につきましては、公的年金の控除が120万円、まずありますので、それ以下の皆さんは、均等割もかかってきていませんし、さらに収入を引きまして28万円までは非課税、均等割もかかりませんので、148万円以下は、完全にかからないと

見てよろしいかと思ます。

永田公由委員 塩尻市では対象者はどのくらいですか。もし、公的年金を特別徴収する場合は、

税務課長 今現在、塩尻市の65歳以上の年金受給者で所得税等がかかっておられる方が4,611人、所得税という年金受給者が4,611人おられております。若干高齢化が進んでおりますので、これは、平成19年の数字ですが、4,700人くらいにはふえたというふうにみております。そのうち、なんて言うのですか、年金が120万円以下の人というのは、800人くらいおります。以上でございます。

永田公由委員 3,800人くらいが対象ということですね。

税務課長 そうですね。全国の試算の中では、もっと実質的には落ちてくるように聞いてはおりますが、何ともつかめない部分ではあります。

副委員長 20ページの緑のまちづくり基金とか、いろいろありますが、この基金の残高は、今、どのくらいありますか。

財政課長 それぞれでよろしいでしょうか。緑のまちづくり基金が年度末の見込みとして377万3,000円。森林環境保全が年度末で206万7,000円。知恵の交流基金が280万3,000円。財政調整基金の年度末の見込みが15億7,100万円。以上です。

鈴木明子委員 歳入の14ページのところの障害者自立支援対策特別対策事業補助金とか、この部分が歳入でふえているとなっているのですが、これは不定期的なものということで、何か今回のみの。

財政課長 上の障害者自立支援対策特別対策事業補助金につきましては、平成20年度限りのものであります。下については、基本事業として残るものですので、これは、毎年あります。

鈴木明子委員 毎年あるけれども、金額が確定するのがわからないので、こういうふうに補正で出てくるとか、そういうことなのでしょうか。

財政課長 年度に入りまして事業費等を上げまして、その中から基本額が決まりますので、それに対しての、下の方ですと2分の1というような形になりますので、年度に入ってからです。

副委員長 先ほど基金の関係の残高をもらいましたけれど、ほかにも基金があると思いますが、各基金の残高がわかりましたら、一覧表なりいただければ、ありがたいですが。

財政課長 それでは、今回の補正をさせていただいた時点での年度末見込みの表を配布させていただきます。

永田公由委員 65ページの中で時間外勤務手当が2,000万円ほど増額になっておるのですが、これは、主な理由というのはありますか。

人事課長 時間外勤務手当の当初予算編成時の組み方でございますけれども、一応、例年、年度当初の予算額との比較の中で当初予算を計上させていただいてきております。それで、従来から申し上げておりますとおり、時間外勤務手当の縮減におきましては、いろいろな部分から、その縮減に取り組んでいるところでございますけれども、なかなか、例年いろいろとございますので減ってこないという中で、最終的には、最終決算の段階で、毎年、かなりの補正という形になってしまうのが実情でございます。従いまして、今回も、上半期につきましては、前年度対比、若干、全般としましては減少傾向にはございましたけれども、前年度の状況、それから年度末までの状況を見る中で、今回補正をお願いしているところでございまして、例年、最終決算の段階では、増額というふうな補正になってくるという状況でございますので、今回も増額補正をお願いするというところでございます。従いまして、年度当初の予算額をある程度、決算

額に近づけるような形で組めれば、こういった年度中途の補正というのはお願いしなくてもいいのかなというところはあるかもしれませんが、どうしても、前年度当初の予算額の比較の中で当初予算を組んでございますので、ここでの補正をお願いするということになります。

永田公由委員 結局、特別な理由というのはいらないですね。通常の業務の中で、どうしてもふえているということですね。

人事課長 本年度に限りましては、特に災害等もございませんので、相対として増額となるような大きな理由はございません。個別の事務事業の執行の中での増減ということで盛らせていただきました。

鈴木明子委員 今井議員の質問で答弁されているかもしれないのですが、防災無線の関係で22ページの上の方のことなのですが、15メートルの柱、高さが15メートルということかなと思うのですが、その柱を100本くらい建てて、市内をカバーするというのだと思うのですが、スピーカーからのやつと個別の受信機からのという話だったので、個別の受信機や何かについては、公共の施設とか、そういうところだけではなく、例えば、一般家庭や何か、そういうことも柱を使って可能になってくるのですか。

消防防災課長 ちょっと工事の概要の方をまずお話ししたいと思いますけれど、まず、第1期工事としまして、親局の整備と中継局の整備をしまして、そのあと、第2期工事といたしまして、屋外の拡声支局、いわゆるスピーカーとか電柱ですね。それと個別受信の設備等を整備してまいります。御質問の個別受信機の整備の関係でございますが、現在のところ考えておりますのは、公共施設を中心に、避難所等で約250台ほどの計画を予定しております。支所、保育園、小中学校、児童館等でございます。この個別受信機につきましては、1台約8万円かかります。従って、各御家庭へ入れるということになりますと膨大な費用になりますし、この辺につきましては、今後、榑川地区もいずれ使用期限が切れてまいりますので、榑川地区の今後の状況、それから、消防の移動無線の状況等を踏まえまして、将来的なものにつきましては、その時点で検討してまいりたいと思います。

金田興一委員 今の防災無線の関係ですが、イメージ的には、電柱が100本くらいというと66区でいくと、地形によって違うのですが、各1本くらいは建てるのかなと思うのですが、拡声器は場所によってかなり違うと思うのですが、一番多い電柱に、1本に、拡声器は最大でどのくらいつきますか。ある場所によると全部ぐるぐるとついているところがありますよね、場所によっては。

消防防災課長 場所によって異なると思いますけれども、一番多い箇所は四方、少ない箇所につきましては一方だけ。その辺の状況につきましては基本設計を作って、電波の受信の状況、あるいは谷とか奥になりますと届かない箇所も出てまいりますので、そういった状況には、さらに中継局を作るなどして建てていかないといけませんので、その辺の状況を見極めて、当面につきましては決めていきたいと思っています。以上です。

古畑秀夫委員 先ほどの65ページですけれど、この下の管理職手当もかなり増額になってますけれども、この理由は、ということで。

人事課長 管理職手当につきましては、年度当初、予算編成時点でのお話になりますけれど、年度末に定年退職を迎えて退職する職員につきましては、ほとんど管理職ということの中で、新年度予算の最初の段階では、そういった管理職の方が外れるような形になります。かわりまして、新規採用で職員採用を予定するわけですが、その新規採用職員を新たな当初予算の中に盛るわけですが、管理職手当がついていた職員が減りまして、新規に入ってくる職員をふやすという形になります。退職した職員の中で管理職の方につきましては、管理職手当を同人数見込めば、途中で

の補正というのは必要ないかもしれませんが、当初、予算を組む段階で、新たに管理職になる人ということにつきましては、当然、予想がつかまずので、退職された職員で管理職の方がいらっしゃれば、その管理職手当分につきましては、当初予算に反映されておりませんので、年度途中で、4月の新たな人事の段階で、管理職のそういう替わった職員につきましては、後追いでの上乗せという形になりますので、中途での補正をお願いするというような形になります。以上です。

中原輝明委員 これとは別だけれど、専門官に聞きたいのだけれど、専門官は、今、2人ばかりいたね。専門官は、今まで部長をやって、みんなをまとめてきたのだが、専門官になってみて、全体像から見たとき、何か問題点とか、これは良かった、これは、悪かったという、何か感じていますか。私が、なんとかしたらいいわというものが出てきますか、考え方で。専門官になって楽でなくて、その辺の考え方は何か変わりましたか。いないですか、専門官は。

総務部長 専門官は、退席してしまいました。

中原輝明委員 退席した。

総務部長 申し訳ないですけども。

中原輝明委員 では、こんなところであいさつすることはなかった。私が聞きたいのは、専門官になってみて、新しい何かがあるか。この部分は悪かったとか、それは、やはり、皆さんに反映していかなければいけないのではないですか。理事者、そういうものでないですか。専門官になったので、当初より困難でないことは確かです。ただ、その中で、職員とのコミュニケーション、そういうものについてはどうなのかということも、これは、痛切に感じて、改めるものは改めて、総務部長、そうでしょう。ただなただけではいけない、もっとしっかりやってください。

総務部長 役職定年制のことにつきましては、本会議でもいろいろ質問がございました。今、中原議員の質問は、専門官の皆さんに直接聞きたいということだと思いますけれども、市長答弁の中でも、改める部分は改めると市長も言っておりましたので、今、言われましたようなことを専門官から聞くなりして、またよりよい方向に持っていきたいというふうに思っていますのでお願いします。

中原輝明委員 ここの答弁は、ことごとくいい答弁です。そこが、私は問題だと思います。いいではなくて、悪いとも言わないで、今、総務部長の言ったことも、もう一回、また、やってみるのを忘れないで、それだけをお願いしておきます。どうも忘れがちなので。

総務部長 議会の本会議でも答弁しましたように、やはり、役職定年制度もできたばかり、2年くらいになりますので、今、言うように、即、切って、またやめるというわけにもきついかないのではないかと私個人では思っております。従いまして、今、言われたようなことも踏まえながら、よりよい方向に持っていったらどうかと、市長本人も言っておりますように、これに固執しているということは、絶対言っておりませんので、そういうこともいろいろな意見を聞きながらやってまいりたいというふうに思っています。

副委員長 債務負担行為の中で広丘南保育園の給食の業務委託の関係ですが、今まで100食以上なり、新設園を対象というような、何かあったような気がしたのですが、今回からは、広丘南のところは、該当していないと思うのですが、何か方針転換をしたということですか。

財政課長 これまでは、おっしゃられるように施設改修があった場合ですとか、統廃合、その1つの目安として100食というようなことでありましたけれども、現に、檜川保育園くらいですと59名くらいでも、今、やっておりますし、その中で、いわゆる業者の採算ラインというものも100食を下回っても採算が取れるということ、また、私ども

としても全体のコストが下がりますのでメリットもあるということの報告の中でありまして、現課での検討をする中で、今後については、給食調理とか、一番心配していましたということの自体には、もちろん問題はございませんし、調理以外にも、その業者でありながら保育園事業に協力していただいたりとか、それぞれの面でいい面もだいぶ出てきておるようですので、今後については、委託の推進をしていきたいという方向だというふうに聞いております。

副委員長 いろいろな事情も、私も聞いておりますが、退職者が辞めれば、不補充すれば、職員がいなくなるのはあたり前ですが、そういうことでやっていると思いますが、なにしろ、組合とも確か協定しているような気がしていたのですが、実質には組合と詰めて、ちゃんとやってほしいと思いますが、1点、それだけ、念をおしておきます。

総務部長 組合交渉を私どもさせていただいたときに、組合の現業の役員の皆さんから、そういう話がありました。従いまして、当然、市と組合とやるときには、今、言ったようなものは、園が変わるようなときにつきましては、当然やるべきものだと思っておりますので、その際には、私の立場から、組合にはお詫びをしておきましたので、そんな経過がございます。

委員長 ほかにございますか。

以上で議案第11号の総務部、協働企画部の質疑を終了といたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

財政課長 先ほど御要望のありました基金の状況につきまして、12月補正を踏まえたもの、年度末の見込み等に関してお手元にお配りしてありますのでよろしくお願ひいたします。

議案第1号 塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

委員長 市民環境事業部の関係、議案第1号、塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

市民課長 それでは、関係資料の方で御説明させていただきたいと思っておりますので、見開きの1ページをお開きいただきたいと思ひます。塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の御説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますけれども、住民記録システムの再構築に伴い、印鑑登録原票の調製について、必要な改正を行うものであります。概要でありますけれども、登録番号等を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができるものとするということでございます。現在、印鑑登録の原票は、紙で保管をしておりますけれども、本年度、住民記録システムの再構築をしておりますので、このシステムの稼働に合わせて、磁気ディスクをもって原票としたいというものでございます。

3の条例の新旧対照表については、後ほど御説明させていただきます。

4といたしまして条例の施行等でございますが、平成21年1月13日から施行するというものでありまして、施行日につきましては、住民記録システムの稼働日を施行日としたいというものでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思ひます。新旧対照表でございますけれども、まず、現行の1の第6条、登録の

ところで、改正案のところにありますけれども、2項を設けるものでございます。2項として、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）という形にしておりますけれども、をもって調製することができるという項目を新たに加えるものでございます。

それから、第10条、現行の印鑑登録証明書の交付の中で、現行のところで、上から3段目になりますけれども、登録されている印影の写しというところがありますが、そこに、印鑑登録原票に登録されている印影の写しということで、印鑑登録原票を新たに加えるものでございますし、その下の段の第6条第3号を第6条第1項第3号ということで、第1項を新たに加えるものでございます。

その下になりますけれども、現行第12条、登録事項の修正の中で、第6条各号に掲げるとありますけれども、これを第6条第1項に掲げるという形で改正を行うものでございます。

理由といたしましては、10条及び12条につきましては、第6条へ第2項を新たに加えたために改正を行うものがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 何か質問はありますか。なしとの意見があります。

それでは、議案第1号、塩尻市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして、認めることといたします。

議案第17号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

委員長 議案第17号を先に審査いたします。

市民課長 追加でお願いいたしました議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。提案理由といたしまして、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年1月1日から施行されることに伴いまして必要な改正をするものでございます。なお、この政令につきましては、12月2日に閣議決定され、12月5日に公布されたため、追加提案をさせていただいたものでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

概要でございますけれども、産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は、出産育児一時金の支給額に3万円を超えない範囲内で加算するものでございます。産科医療補償制度につきましては、部長の方で中村議員の本会議の中で説明いたしましたけれども少し詳しく説明させていただきます。1として目的でありますけれども、目的は3つあります。1つとして分娩に関して発症した重度の脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を補償するというものが1つです。2として、脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供するということ。あと、3として紛争の防止、早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として制定するものであります。補償の対象でありますけれども、先ほども言いました平成21年1月1日以後の分娩時からとなりまして、出産体重が2,000グラム以上、かつ在胎週数が33週以上ということになっております。が、妊娠28週以上で一定の要件を満たした場合については該当するということと、該当する重症児は、身体障害者の1、2級程度ということになっております。

補償内容ですけれども、全体で3,000万円になりますが、その中を分割いたしまして、準備一時金として1回に

600万円。これは、基盤整備を行う資金、看護・介護に使う基盤整備を行う資金として。あと、20年間にわたり1年に120万円。これは、看護・介護等の費用として、毎年、定期的にお支払いをしていくものでございます。掛金は、1分娩あたり3万円ということで、各分娩機関が支払うこととなりますので、分娩機関は、費用負担の一部を分娩者から徴収するという形でございます。

3として条例の新旧対照表は、後ほど御説明させていただきます。

施行日等でございますけれども、平成21年1月1日から施行するものでありまして、そのために施行日以後の出産から該当させ、1月1日以前の出産に係る支給については、従来どおりという形になりますのでお願いをしたいと思います。

2ページ目をお願いしたいと思います。条例の新旧対照表でございますけれども、現行の第7条、出産育児一時金の中で、下線を引いたただし書きを加えるという形になっています。ただし、市長が健康保険法施行令、第36条の規定に勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲で加算するものとするということとなっております。この3万円を超えない範囲で加算するということにつきましては、産科医療補償制度がこれから始まるところでありまして、今後、掛金の変動があることがあるということも考えられますので、その場合、規則で3万円を超えない範囲で定めていきたいということでそのような形の文言としてございます。なお、今回、規則の改正を行うことにつきましては、該当する分娩者については、3万円を加算するという形で規則を改正する形になっておりますので、お願いをしたいと思います。以上でございます。

委員長 何かありますか。

古畑秀夫委員 これは、ちょっとよくわからないから。結局、子供を産む人全員が、3万円、保険料みたいに掛けるということではなくて、該当する人だけですか。

市民課長 当初は、全員が掛けるという形でしたいものですが、分娩機関においては、この制度に加入されていない分娩機関があるものですから、長野県は100パーセントになっておりますけれども、18府県のところが100パーセントになっていないところがあるものですから、その人達のところの加入されていない分娩機関で分娩する場合は、3万円の乗せになるという形ですと、その機関に入っているところは、35万円の支給と3万円プラスで掛金を取られてしまうものですから、38万円にしても35万円しか支払われないのですけれども、加入されていないところは、38万円分娩費としてもらえるという形になって、それについては、不公平が生じるという形になっておりますので、その補償機関に加入されていないところは、35万円をお支払いする。補償されているところで分娩する場合は、38万円をお支払いする。そのうち3万円は掛金として分娩機関が、財団の方へお支払いをするという形になっております。そのような形です。

古畑秀夫委員 長野県はいいということだから、あまり心配しないで。長野県で産む場合には適用になるということですね。

市民課長 そういう形になります。ただ、里帰りの場合については、該当しないということも中にはあります。

委員長 ほかに。

医療機関は、保険料として財団の方へいくら払うのですか。

市民課長 3万円を掛金としてお支払いする。それで、3万円払ったものに3,000万円の補償を受けることができるという形になります。ただ、医療機関については、掛金を徴収して保険をかけるという形になりまして、その来た

ものを、直接、今度は分娩者の方にお支払いしていくという形になります。

委員長 分娩費は、すぐは来ないですよ。そうすると、当然、退院するときに3万円余分に払って退院してこなくてはいけないわけですよ。そうすると、その分、かえって一時的に負担がふえると思うのだけれど、そういった3万円を直接医療機関に払うとか、そういう制度にはできないわけですか。

市民課長 3万円だけ医療機関に払うということではできませんけれども、出産一時金の前払いと言いますか、医療機関へ直接38万円のお支払いできるようになりますので、分娩者については、その制度を利用していただければ、その支払分だけをお支払いしていただければいいということで、今と同じ形での流れにはなっております。ただ、その制度を利用されない方は、今、委員長がおっしゃったように3万円の負担増になってます。

中原輝明委員 関連だけれど、今、市では、1子、2子といくらくれているわけですか、出産手当は。

市民課長 出産手当は、35万円です。1子でも2子でも同じでございます。出産一時金として。

中原輝明委員 何か朝日村は値がいいです。値がいいと言っはいけないが、そっちの方がいいと思います。ただ、それで、部長に聞きたいが、1子でも2子でも、金を、例えば、50万円にしたら子供を産む可能性はありますか。

市民環境事業部長 大変むずかしい質問ですけれども、経済的理由で産むことを控えている方は大変ありがたいかも知れないのですが、子どもを産むということに関しては、いろいろな理由がありますので、絶対50万円になればふえますよ、ということは、ちょっと申し上げられません。

関連で、朝日村は、国保の場合は、一応、条例の中で同額というふうに認識しております。

鈴木明子委員 この制度自体の問題点というので指摘されるのは、非常に限定された範囲の保険ということで、出産に係ってはいろいろな事態が想定されるわけで、この3万円の保険料を払って補償される部分というのは、非常に限られていて、妊婦というか、産婦のほうに何か健康上問題があったりすればだめだとか、非常に、これがあれば救われるというふうに、なかなかきらないような不十分なところもある制度のように聞いておりますけれども、でも、ないよりはということで、拡充の方向を求めていかなければいけないのではないかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。異議なしの声がございますので、議案第17号、塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、全員一致をもって認めることといたします。

議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

委員長 議案第11号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算のうちを議題といたします。説明をお願いいたします。

くらしの相談室長 平成20年度塩尻市一般会計補正予算、19ページ、20ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、10目生活支援対策費でありますけれども、先に人事課にて職員の異動に伴う人件費等説明してありますが、この項目について御説明させていただきます。生活支援活動費、これにつきましては、シチズンサポーター1名の退職によります報酬並びに社会保険料133万5,000円の減額をお願いするものであります。

健康づくり課長 続きまして、33ページ、34ページをお願いいたします。中程より下の方に健康増進事業、前年度保健事業費等国庫負担金返還金でございますが、1,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成19年度国庫からいただいたお金の確定によるものでございます。受入額が1,897万5,743円、確定額が1,897万5,663円で、80円の返還をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 何か質問は。

中原輝明委員 20ページのシチズンサポーターが退職したのですか。これは、必要ないわけですか。簡単に辞めたから減額するのではなくて、これ以上は必要ないということですか、今後は。

くらしの相談室長 今、退職された方は、川上さん、中国籍のサポーターでありましたけれども、中国語対応につきましては、年々、皆さん御存じのとおり減ってきておりました。一応、必要ないということは、一概に断言できないのですが、この3月までの状況を加味する中で、平成21年度については、また、考えていきたいと、そういうことで、今、思っております。現況、今まで9月過ぎの状況を申しますと、中国人の方の相談については、今のところ、庁内に来て御相談されていることはないです。もし、来た場合につきましては、3月分までにつきましては、3階にいる国際交流員のイーノン・チェンさんをお願いして、中国語の通訳をしていただくことを、一応、お願いはしております。ということで、現況、3月まで様子を見るということで御了解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中原輝明委員 なぜ、そういうことを言うかという、私は無理に言わなければいけないのだけれど、簡単にこうやってぱっとなるが、しかし、あとはこういう計画でよろしく頼むとかそういうことを言わないで、こうやって切ってしまう勝手だな、人のことだと思って。例えば、平成21年にしても必要であるかないか想定して、ここで話をしなければ、ここで、切ってしまうのはいけないと思う。説明の仕方、説明責任が悪いのです。白木君だけでなくみんなもです。人の金だから、あっちやりこっちやり簡単にできるが、自分が給料をもらって感じてみてください、今のこの世知辛い世の中で。それを言いたいわけです。それだけは気をつけてください。これは、頼んでおきます。何も言わないけれど、自分たちが預かった金を有効に使わなければいけない。そういうことでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。異議なしという声がございますので、議案第11号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして認めることといたします。

議案第13号 平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に議案第13号、平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

健康づくり課長 平成20年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億458万4,000円とするものでございます。

歳出から説明させていただきます。10ページをお願いいたします。1款の総務費については、事務職員と燃料でございます。2款の医業費につきましては、下の3番目の丸ですけれども、医療事業事務費130万円を減額するもので

ございます。これにつきましては、1つとしまして一般業務委託料の中の医療事務委託料を180万円減額し、検査委託料を50万円増額するというものでございます。1つ目の医療事務委託料180万円の減額でございますけれど、今まで民間の方へ医療事務について委託をしておりましたが、労働省の派遣法の改正によりまして、医療事務につきましては、同じ人を3年以上、派遣してはいけないということがございまして、民間に委託していたものを嘱託職員として採用して対応していきたいというものでございます。

2つ目の検査委託料でございますけれども、血液検査とか検体委託につきまして、検査がふえてまいりましたので50万円の増額をお願いするものでございます。従いまして、180万円を減らし、50万円をふやすので130万円の減額ということをお願いするものでございます。

歳入の方を説明させていただきます。8ページをお願いします。歳入につきましては、診療収入につきまして、外来収入等につきまして、収入を見込んで増額をするものでございます。

また、4のその下の繰越金でございますけれども、前年度の繰越金22万6,420円でございますので、その分についても、歳入で充当させていただきたいというものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

委員長 質問はございますか。

鈴木明子委員 歳入で繰越金を充当するという、この時点でやっておかないと足りなくなるというか、そういうことで22万5,000円の充当があるわけですか。

健康づくり課長 決算が9月議会で確定させていただきましたので、今回、増額があるということでございますので、確定した額、当初で1,000円お願いしてございましたが、その差額、残りを今回お願いしてございます。よろしくをお願いします。

永田公由委員 診療報酬がふえているということは、患者数がふえているということで理解しておいていいですか。

健康づくり課長 現実的には、診療報酬につきましては、9月末現在では200万円ほど減っていますけれども、去年に比べまして診療者についてはふえておりますので期待をしまして。

委員長 ほかに。

先ほど、検査が多くなったのでということがあったのですが、診療報酬が減って検査がふえるということは、どういうことなのか。

健康づくり課長 事務長より。

榎川診療所事務長 相対的な診療収入は全体的に見ますので、検査の部分は上がっておりますが、今回、診療報酬がちょっと減ったというのは、長期投与が可能になりまして、睡眠薬等は今まで2週間に一遍しか出せませんでしたけれども、それが1か月ということになりました。レセプトの患者数はふえてはいるのですが、延べ人数で、今まで月に2回来ていた人が1回になってしまったというのが大きな原因です。相対的に処方箋料とかいろいろなお金が取れたのですが、それが、1人月1回になってしまったという、そういうことが大きな理由です。

委員長 わかりました。ほかに何か。

それでは、異議なしということですので、議案第13号、平成20年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、これを認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致をもちまして認めることといたします。

全部をまとめた採決をしなければいけないので、議案第11号について全ての部の説明、質疑が終わりましたので、議案第11号について、これを認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 すいません、順序が逆になりました。

陳情平成20年12月第5号 共済法制定を求める陳情

委員長 陳情第5号、共済法制定を求める陳情についてを議題といたします。これについては、他市も出ているのですか。

議会事務局主事 共済法制定を求める陳情につきまして、県内他市の状況を報告させていただきます。同様の陳情を受理した市が16市ございまして、塩尻市も含まれて16市でございまして、採択した市が2市ございまして、そのほかは、不採択が1市、継続が2市ございまして、残り11市が審査前となっております。採択した2市は、共に意見書の方が提出されています。

委員長 いかがでしょうか。

中原輝明委員 その採択された2市は、どこですか。

議会事務局主事 諏訪市、小諸市でございます。

中原輝明委員 不採択は。

議会事務局主事 不採択は、長野市です。

委員長 継続が。

議会事務局主事 継続審査が、佐久市、安曇野市でございます。

永田公由委員 これは、9月議会で似たような陳情が出て、確か、採択したと思うのだけれど。

議会事務局主事 9月定例会では、新保険業法から共済を適用除外とする意見書を国に提出してくださいという陳情が来ておりまして、こちらは、採択をしております。

鈴木明子委員 9月の意見書は、やはり、共済を守っていきいたいということを出されたものに対して行なったわけですが、これは、今回、また共済法というのを別に定めて共済を守ってほしいということだと思っておりますけれども、この活動の法制度を求めているということで、その活動に参加している人たちの中で、料理業生活衛生同業組合とか、瓦事業組合連合会とか、多岐に渡って、この自由法曹団県支部とかというようなことで、10団体が参加しているということのようですが、民間の保険会社と違う互助の、公助、自助、互助というふうな、下の方の3分の1くらいのところに、ここの中でも書いてありますけれども、そういう互助組織というようなことで、国際的にも普通の保険とは別の制度で規定をしているというようなことも出ていますので、そこら辺で、日本もそのような方向に行くことがいいのではないかとこのように思いますので、私は、これは採択すべきだと、意見書も上げるべきだと思います。

永田公由委員 ちょっと内容がよくわからない部分があるし、今、国もああいう形で混乱している中で、あえて、ここで慌ててこういったものを、意見書上げるのはいかなものかと思うし、9月のときも採択しているもので、私は、この法律の制定というようなものについては、もう少し自分自身も勉強したいと思いますので、継続にさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに、今、継続の意見が出ましたが、継続審査にすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

では、陳情第5号、共済法制定を求める陳情については、継続審査といたします。

陳情平成20年12月第1号 社会保険料に人头割はふさわしくない 所得割重視の国保税(料)を求める陳情

委員長 次に、陳情第1号、社会保険料に人头割はふさわしくない、所得割重視の国保税(料)を求める陳情についてを議題といたします。これについても他市の状況がわかりましたら。

議会事務局主事 社会保険料に人头割はふさわしくない、所得割重視の国保税(料)を求める陳情について、他市の状況を報告させていただきます。こちら、同様の陳情・請願を受理した市が17市ございます。採択された市はございません。審査前の市が9市ございまして、その他、審査が終わっている市におきましては、不採択が7市、継続が1市という結果となっております。不採択の市は、伝えた方がよろしいでしょうか。

では、順番に申し上げますが、不採択の市は、長野市、飯田市、諏訪市、小諸市、駒ヶ根市、佐久市、安曇野市。継続となった市は、上田市でございます。そのほかは、飯山市と東御市のみ、陳情が出ていないだけで、あとは、審査前という状態です。以上です。

委員長 これについて意見、質問はありますか。

鈴木明子委員 これは、応能・応益負担の問題だというふうに思いますが、ここにも書いてありますけれども、1995年に7割、5割、2割の軽減というものが導入されるときに、応益比率を高くしないとそれをやってはいけないという国の指導があったということで、それにあわせて、応益の方へシフトをしていくという傾向があったというふうに思うのですが、それが行なわれているということがあるのですけれど、やはり、国保の負担の重さというものは、皆さんも認めているところで、滞納や何かが発生する原因の大本にはそこにあるというふうになっていて、やはり、これについて、それぞれの自治体がやっていることですので、国がそういうことを指導して、ある程度応益比率を上げないといけないようなことを指導してくるのは、出すものを出してから言ってもらいたいというふうに思うわけですが、自治体がそれぞれの判断で、そういうことが決めていけるということが必要なことであって、本当に、収納の状況、あるいは、改善を図るために何がいいかということ、やはり検討する上で、その応益比率というものにシフトさせないということは、基本として必要なことではないかと思っていますので、私は、これは、採択していただきたいというふうに思うのですが、ちょっと質問をいいですか。塩尻市で、応益比率が、今、どういうふうになっているかと、滞納のところで、所得階層別に、所得ゼロでも課税はあるわけなのですが、滞納のところで、所得階層別に特徴的なところがありますかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれど。

市民課長 応能と応益割の関係ですけれども、平成19年度でございますが、応能は所得割と資産割をあわせて62.12パーセント。応益は、均等割と平等割をあわせて37.88パーセントになっております。

それから、所得の世帯でございますけれども、少し古いのですが平成18年度の資料でよろしいでしょうか。

鈴木明子委員 はい。

市民課長 平成18年度、総所得のない方が592世帯。基礎控除以下、68世帯。あと、100万円単位でよろしいでしょうか。

鈴木明子委員 滞納が起きているので、所得階層別に何か特徴があるか。例えば、低い方に多いとか。

市民課長 わかりました。だいたい300万円以下の方々が滞納者でいきますと、割合でいくと4分の3くらいにな

ります。

鈴木明子委員 というようなというか、やはり、所得が低ければ、払いたくても払えない状況というのが、こういう応益を重視するような方向にいつてしまうと生まれてしまうわけで、資産割については、また、いろいろ難しい問題もあって、その資産が生存現状必要な資産であるのに、それが課税の対象になっているとか、いろいろ複雑な問題があるかと思いますが、基本的な方向としては、応能負担という方向でやっていかなければ、国保というものが果たしている役割、国保法やなどにも書いてあることの責任を果たしていくためには、やはり、その方向でいく必要があるのではないかというふうに思いますので、私は、採択をするべきだと思います。

永田公由委員 今ので、税率は市町村で決められるわけですか。

市民課長 所得の割合の税率の関係でございますか。市町村で、条例で決めます。

税率は、一応、所得で決まりますけれど、国の考え方は、応益と応能割、だいたい半々くらいでもっていきなさいという、だいたいその辺が基本となっております。

永田公由委員 塩尻市は。

市民課長 塩尻市の場合、今のところ応能割りの方が高くなっております。

委員長 今、採択の意見が出ておりますが、ほかにありますか。

永田公由委員 もし、この陳情のような、例えば、応益割7・5・2軽減が実施できるようにすることとか、こういった場合に、塩尻市では、どのような感じと言っては変ですが、負担割合とか保険税率だとか、保険税だとか、そういったものへの影響といったものは、どうなのですか。

市民課長 保険の税の改訂につきましては、今、給付の延びだとか、あるいは、今の経済成長等を見ますと、これは、改訂をしていかなければいけない状態にあるのは事実でございます。応能割と応益割の負担割合の関係の見直しなのですが、それでも、応能割の所得割も引き上げることによって、中間所得者の負担が多くなります。先ほど言いましたように、所得のない方々については減免がされておりますし、また、所得の高い方については、最高限度額が決定されておりますので、その間の方々が負担をしなければならないということ。それからもう1つ、固定資産税率枠がありますけれど、これにつきましては、従来から、いろいろ論議がありまして、果たしていいのかどうなのかという論議も含まれておりますので、もし、応益割を減らす場合は、応能割の金額が、かなり、特に所得割の中間層の人達が高くなってくるかと思っておりますので、その人達に理解を求めるのは大変でないかなと思うのです。以上です。

委員長 採択の意見も出ましたが、ほかに、ないようでしたら、陳情12月第1号について、採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手小数〕

委員長 不採択の方、挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 不採択が多数ですので、この陳情は不採択といたします。

以上を持ちまして、総務環境委員会に付託されました議案及び陳情、全ての審査を終了いたします。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。閉会中も総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞ

れ重要事項を抱えておりますので、協議会等、お願いすることもございますので、よろしくお願いをしておきます。

理事者あいさつ

委員長 理事者からあいさつがあれば、

収入役 慎重審査をいただきまして上程しました案件につきまして、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。本会議、あるいは委員会で出されました御意見をできる限り今後の行政に活かしてまいりたいというふうに思っております。中原委員から出ました説明責任というのは、行政マンとして一番大事なことであります。シチズンサポーターの関係であります、これは、一方的に私どもの方からお辞めいただいたわけではなくて、自己都合があつてお辞めいただいたということでもあります。従って、3月まで様子を見て、次の段階を行きたいという説明でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

委員長 視察を午後1時に正面玄関発ということで、榎川診療所の方へ行きますのでお願いします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時52分 閉会

平成20年12月15日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印